

1998年12月21日
(平成10年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 山本章

地域振興券交付業務に係る目的外利用及び本人通知の省略
並びにコンピュータ利用について（答申）

1998年（平成10年）12月21日付けで諮問された、地域振興券交付業務（以下「本業務」という。）に係る目的外利用及び本人通知の省略並びにコンピュータ利用について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- ・ 藤沢市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定による目的外利用の必要性を認める。
- ・ 同条例第9条第3項の規定による本人に通知しないことの合理的理由があると認める。
- ・ 同条例第11条の規定によるコンピュータ利用を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、目的外利用及び本人通知の省略並びにコンピュータ利用の必要性等は、次のとおりである。

- ・ 本業務の概要について

本業務は、期間を限定して使用できる地域振興券を1999年（平成11年）

1月1日（以下「基準日」という。）において、15歳以下の児童が属する世帯の世帯主及び老齢福祉年金等の受給者等に交付することにより、若い親の層の子育てを支援し、あるいは老齢福祉年金等の受給者や所得が低い高齢者層の経済的負担を軽減し、もって個人消費の喚起及び地域経済の活性化を図り、地域振興に資することを目的とし、本市が実施主体となり、国から補助金を受け

て行うものである。

- ・ 目的外利用する必要性について

ア 本業務の交付対象者は約 85,000 人と想定しており、その中には高齢者等も含まれていることから、本業務を円滑に行うために事前に交付対象者を抽出して、お知らせ及び申請指導をすることが求められている。

イ このことから実施機関内各課等が保有している次に掲げる個人情報を活用することが、合理的であると考えられることから目的外利用するものである。

- ・ 福祉政策担当が保有している臨時福祉特別給付金決定処理台帳及び支給対象見込者台帳のうちの氏名、住所、生年月日及び性別
- ・ 基準日において、福祉健康部各課等（福祉政策担当を除く。）が保有している年金等受給者台帳（以下「受給者台帳」という。）のうちの氏名、住所、生年月日及び性別
- ・ 基準日において、市民窓口センターが保有している住民基本台帳並びに外国人登録台帳（永住者又は特別永住者に限る。）のうちの 15 歳以下の児童が属する世帯の世帯主（以下「世帯主」という。）の氏名、住所及び生年月日
- ・ 基準日後の転入者であって、受給者台帳のうちの氏名、住所、生年月日及び性別並びに世帯主の氏名、住所及び生年月日

- ・ 本人に通知しないことの合理的理由について

本業務において、当該個人情報を目的外利用することについての本人通知は、通知する対象者が約 85,000 人と多く、時間と経費が膨大であり、事務処理の効率性が著しく損なわれること及び本人に不利益とならないことから、目的外利用する旨を当該本人に通知しないことの合理的理由がある。

- ・ コンピュータ利用の必要性及び安全対策について

ア 本業務は、事務執行期間が限定されており、手作業による照合は時間的に困難であり、緊急性が求められることから、お知らせから交付までの一連の事務をコンピュータ化し、事務処理の効率化及び正確化を図るとともに、市民が地域振興券を受領するに当たっての利便と市民サービスの向上が図られる。

イ 日常的な処理体制及び安全対策としては、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守し、システム及びデータ保護の管理を行う。

3 審議会の判断理由

以下のことから、本件諮問について認めるものである。

- ・ 目的外利用する必要性について

本業務の交付対象者は多数に上り、本業務が円滑に行われるためには、事前

通知及び申請指導をすることの必要性が認められることから、実施機関が主張する当該事前通知等を行うために必要であって、他の行政目的によって得た個人情報を利用する必要性が認められる。

なお、2・3・4号要件者の市民税課税状況の確認については、本人同意を得たうえで利用するため、諮問事項には当たらないものである。

・ 本人に通知しないことの合理的理由について

本業務において目的外利用する個人情報の内容は、氏名等の基本事項が中心であり、通知する対象者が多数で、当該通知の費用及び事務量が膨大となることから、実施機関の業務処理の効率性が著しく損なわれ、かつ、通知しないことが本人に不利益となる性質のものではないため、当該本人に通知しないことの合理的理由があると認められる。

・ コンピュータ利用について

ア コンピュータ利用の必要性について

本業務は、対象者が多数に上り、事前通知から交付までの一連の事務処理を短期間で行う必要があることから緊急性があり、市民サービスはもとより、事務の効率化及び正確化を図るためにもコンピュータを利用する必要性が認められる。

イ 取り扱う個人情報の範囲

コンピュータで取り扱う項目は、世帯主並びに15歳以下の児童に係る氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、国籍、世帯主氏名、世帯主生年月日、続柄、該当要件、交付・受領、転出日及び整理番号、受給者台帳並びに65歳以上の者に係る氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、世帯主氏名、世帯主生年月日、続柄、該当要件、市民税課税状況、扶養者氏名、交付・受領、転出日及び整理番号となっているが、これらは本業務における必要最小限の項目であると認められる。

ウ 他のファイルとの結合

本業務におけるシステムは、データ処理をホストコンピュータで行うものであるため、他のファイルとの結合による個人情報の加工処理はされないと考えられる。

エ 安全対策

本業務の処理に当たっては、システム及びデータ保護のために必要な事項を定めた「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」に基づき運営されるため、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

以 上